

教職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いに関する規定

北海道中標津支援学校

平成 27 年 6 月 30 日制定

令和 6 年 8 月 1 日一部改定

第 1 条 連絡手段に関わる基本的な考え方

学校や教職員が児童生徒・保護者から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という）を取得することは、個人情報入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。

- 2 教職員が児童生徒やその保護者と連絡を取る際には、表現内容などによって誤解を生じたり信頼を損なう可能性があり、慎重な対応が求められること。
- 3 児童生徒・保護者に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することは、一定の有効性や利便性が認められることから、適切な利用や管理に関してルールを遵守し、適切な取扱いをすること。

第 2 条 電話番号等の取得、提供規程内容

児童生徒及び保護者に関する電話番号等を取得する際は、校務運営上必要な場合に限る。

- 2 教職員が自己の判断で個人的に児童生徒から電話番号等を取得すること及び教職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供することは原則として禁止する。
- 3 教職員が自己の判断で個人的に保護者から電話番号等を取得すること及び教職員が保護者に対して自己の電話番号等を提供することは原則として禁止する。（2 及び 3 の場合個別の教育支援計画フェイスシート等作成のための電話番号の取得は除く。）
- 4 教職員がやむを得ず児童生徒の電話番号等を取得したり、教職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供したりする場合は、所定の手続きのもと必ず管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得ること。
- 5 教職員がやむを得ず児童生徒の電話番号等を取得したり、教職員が児童生徒に対して自己の電話番号等を提供したりする場合の情報については、携帯電話番号又は、電子メールアドレスに限る。
- 6 教職員は、使用しなくなった児童生徒や保護者の電話番号等は直ちに削除するものとする。

第 3 条 電話番号等の使用

教職員は、児童生徒との電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS 等（以下「メール等」という。）を用いた連絡については、学校行事、授業、学校安全上の緊急連絡に限ることとし、私的な連絡等は行わないこと。

- 2 児童生徒や保護者から、メール等を利用して、個人的（私的）な悩みや学校生活上の問題などについて相談があった場合は、メール等でのやりとりは行わず、複数の教員による対応とし、直接の面談や生徒指導上の対応とする。
- 3 電話番号等の取得については、教職員は校長の許可を得た上で行うこととし、別記様式 1 を提出

する。また、教職員は保護者に使用する理由を説明し、説明に同意した場合保護者は別記様式2を学校へ提出するものとする。